

ふるさと所沢のみどりを守り育てる条例

平成23年9月30日

条例第25号

改正 平成24年3月30日条例第23号

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 みどりの基本計画（第8条・第9条）
- 第3章 みどりの保全
 - 第1節 里山保全地域の指定等（第10条—第14条）
 - 第2節 保存樹木等の指定（第15条—第17条）
 - 第3節 その他のみどりの保全（第18条—第21条）
- 第4章 緑化の推進（第22条—第24条）
- 第5章 みどりのパートナー（第25条）
- 第6章 所沢市みどりの審議会（第26条—第28条）
- 第7章 雑則（第29条—第33条）
- 第8章 罰則（第34条・第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、ふるさと所沢のみどりの保全及び緑化の推進に関して必要な事項を定め、市、市民、事業者及び土地の所有者等（土地の所有者、管理者又は占有者をいう。以下同じ。）との協働により、みどり豊かで良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) みどり 樹木等の植物、樹林地、水辺地、農地等の自然的環境を有する土地及び空間並びにそこに生息する動植物の生育基盤である土、水等の自然の要素をいう。
- (2) 緑化 みどりを創出するための人為的な行為をいう。

（市の責務）

第3条 市は、みどりの保全及び緑化の推進に関する必要な施策を総合的かつ計画的に行わなければならない。

2 市は、前項の施策を実施するに当たっては、市民、事業者及び土地の所有者等（以下「市民等」という。）の意見を尊重し、それらの参加が図られるように努めなければならない。

（市民の責務）

第4条 市民は、みどりの保全及び緑化の推進に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、みどりの保全及び緑化の推進が図られるよう自ら必要な措置を講ずるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

（土地の所有者等の責務）

第6条 土地の所有者等は、自らが所有し、管理し、又は占有する土地におけるみどりの保全及び緑化の推進に自ら努めるとともに、市がこの条例の目的を達成するために行う施策に積極的に参加し、協力しなければならない。

（相互の協力）

第7条 市及び市民等は、それぞれの責務を認識し、かつ、それぞれの役割に応じ相互に

協力することにより、継続的にみどりの保全及び緑化の推進に努めなければならない。

第2節 保存樹木等の指定

(保存樹木等の指定)

第15条 市長は、市街化区域及びその周辺地域において、良好な都市環境を維持するため、規則に定める基準に該当する樹木又は樹林を、保存樹木又は保存樹林として指定することができる。

2 市長は、前項に定めるもののほか、地域において市民に親しまれている巨樹、名木等で規則で定める要件に該当するものを、ふるさとの樹として指定することができる。

3 市長は、前2項に規定する保存樹木若しくは保存樹林又はふるさとの樹（以下「保存樹木等」という。）を指定したときは、その指定した旨を表示した標識を設置するものとする。

4 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除するものとする。

(1) 保存樹木等の滅失、枯死等によりその保存を図ることができなくなったとき。

(2) 公益上の理由その他特別の理由があるとき。

5 保存樹木等の所有者は、前項各号に掲げる事由が生じたときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

(伐採の届出等)

第16条 保存樹木等の所有者は、保存樹木等を伐採しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長にその旨を届け出なければならない。

2 前項の規定は、次に掲げる行為について適用しない。

(1) 通常管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるもの

(2) 非常災害のために応急措置として行う行為

3 市長は、第1項の規定による届出があった場合において、必要があると認めるときは、その届出をした者に対して必要な助言又は指導をすることができる。

(保存樹木等に関する支援)

第17条 市長は、保存樹木等の保存に関し、必要があると認めるときは、保存樹木等の所有者に対して必要な支援をすることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(所沢市緑化推進条例の廃止)

2 所沢市緑化推進条例（昭和48年条例第3号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に策定されている所沢すみどりの基本計画は、第8条の規定により策定されたすみどりの基本計画とみなす。

4 この条例の施行の際現に附則第2項の規定による廃止前の所沢市緑化推進条例第4条の規定により保護樹木又は保護地区に指定されていた樹木又は樹林は、平成27年3月31日までの間は、第15条の規定による保存樹木又は保存樹林として指定されたものとみなす。

(準備行為)

5 里山保全地域の指定、保全管理計画の策定その他のこの条例を施行するため必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

6 所沢市非常勤の特別職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和43年条例第14号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

(所沢市ひと・まち・みどりの景観条例の一部改正)

7 所沢市ひと・まち・みどりの景観条例（平成22年条例第38号）の一部を次のように改正する。

[次のよう略]

附 則（平成24年3月30日条例第23号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。